別記３

業務対象件数

特別区民税・都民税及び軽自動車税	
１電話業務	催告業務 ４月　3,880 コール程度を行う。 ５月　3,600 コール程度を行う。 ６月・７月　3,000 コール程度を行う。 ８月～２月　5,000 コール程度を行う※。 ３月　3,600 コール程度を行う。 ※コール数最大期間

なお、上記１の件数は、甲乙協議の上、対象件数を１～３割程度を増減する場合がある。

別記３

業務対象件数

国民健康保険	
１電話業務	（１）催告業務 毎月 3,000 件程度のコールを行う。 （２）医療費返還請求（給付係） 件数は（１）催告業務に含む。 （３）口座振替キャンペーン 納付書での完納者に対して口座振替勧奨業務を行う。 件数は（１）催告業務に含む。
２居住確認調査	居住確認調査（資格係） 12 月に 100 件程度の訪問調査を行う。
３滞納整理事務補助	（１）財産調査補助業務 年 60,000 件程度（5,000 件×12 月） （２）その他滞納整理事務に付随する簡易な補助業務 年 24,000 件程度（2,000 件×12 月） （３）月 28 席（２席×14 日）とする。

なお、上記件数は、甲乙協議の上、増減する場合がある。

別記３

業務対象件数

後期高齢者医療	
１電話業務（毎月）	催告業務 ９月～11 月を除く各月　500 コール以上行う。 ９月～11 月各月　　400 コール以上行う。 このうち、納め忘れによる未納と考えられるものは口座振替勧奨も併せて行う。
２訪問業務	居住確認調査 ９月～11 月　100 件程度行う。
３催告書送付事務補助	催告書送付にかかる補助業務（催告書等の発行・封入） 年 200 件程度の処理を行う。

なお、上記２訪問業務は、甲乙協議の上、対象月を変更する場合がある。